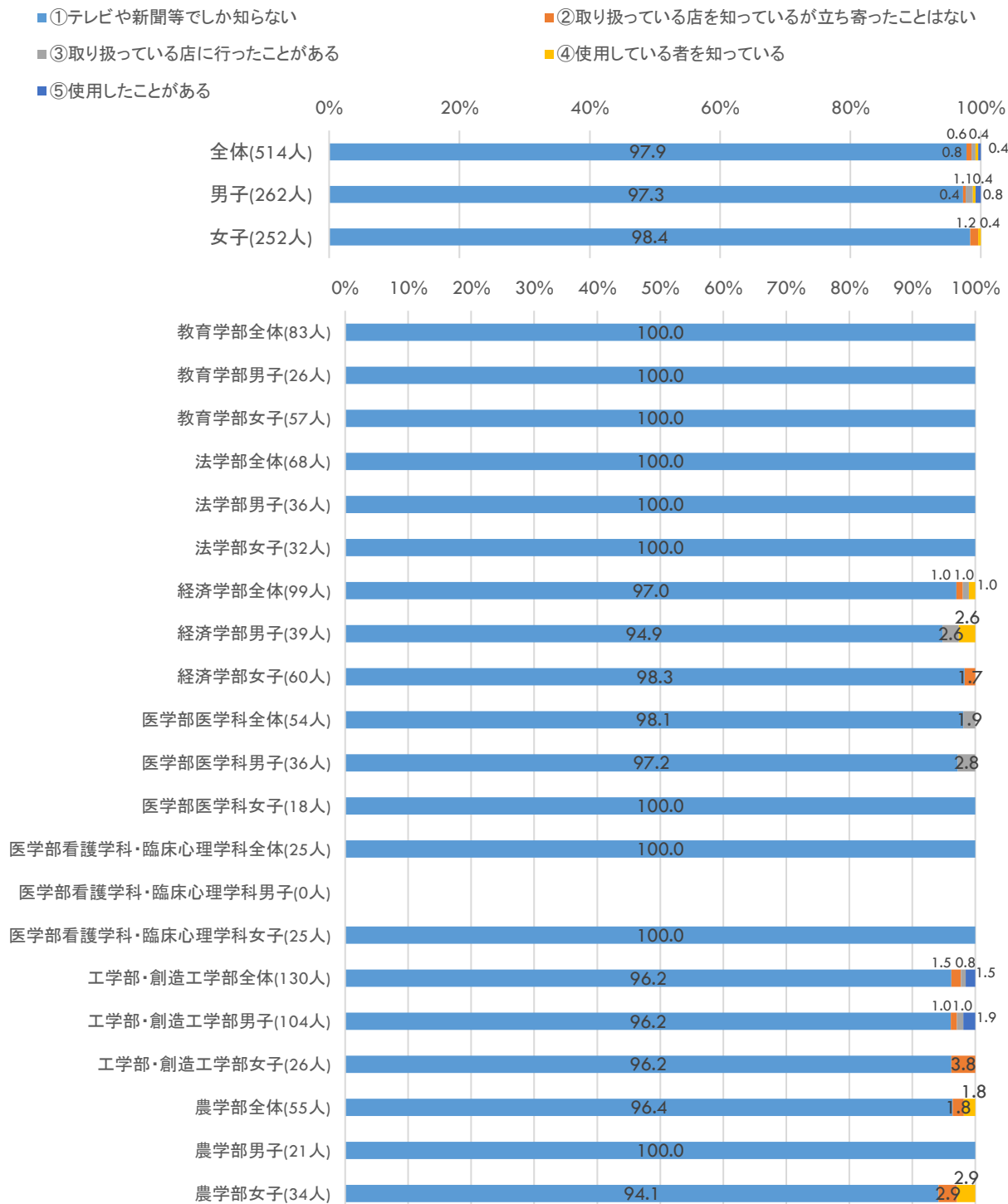


4 社会規範の遵守、犯罪の被害等

(1) 危険ドラッグについて

問41 麻薬、覚醒剤、危険ドラッグ(脱法ハーブ、合法ドラッグ等)を身近に感じたことがありますか？

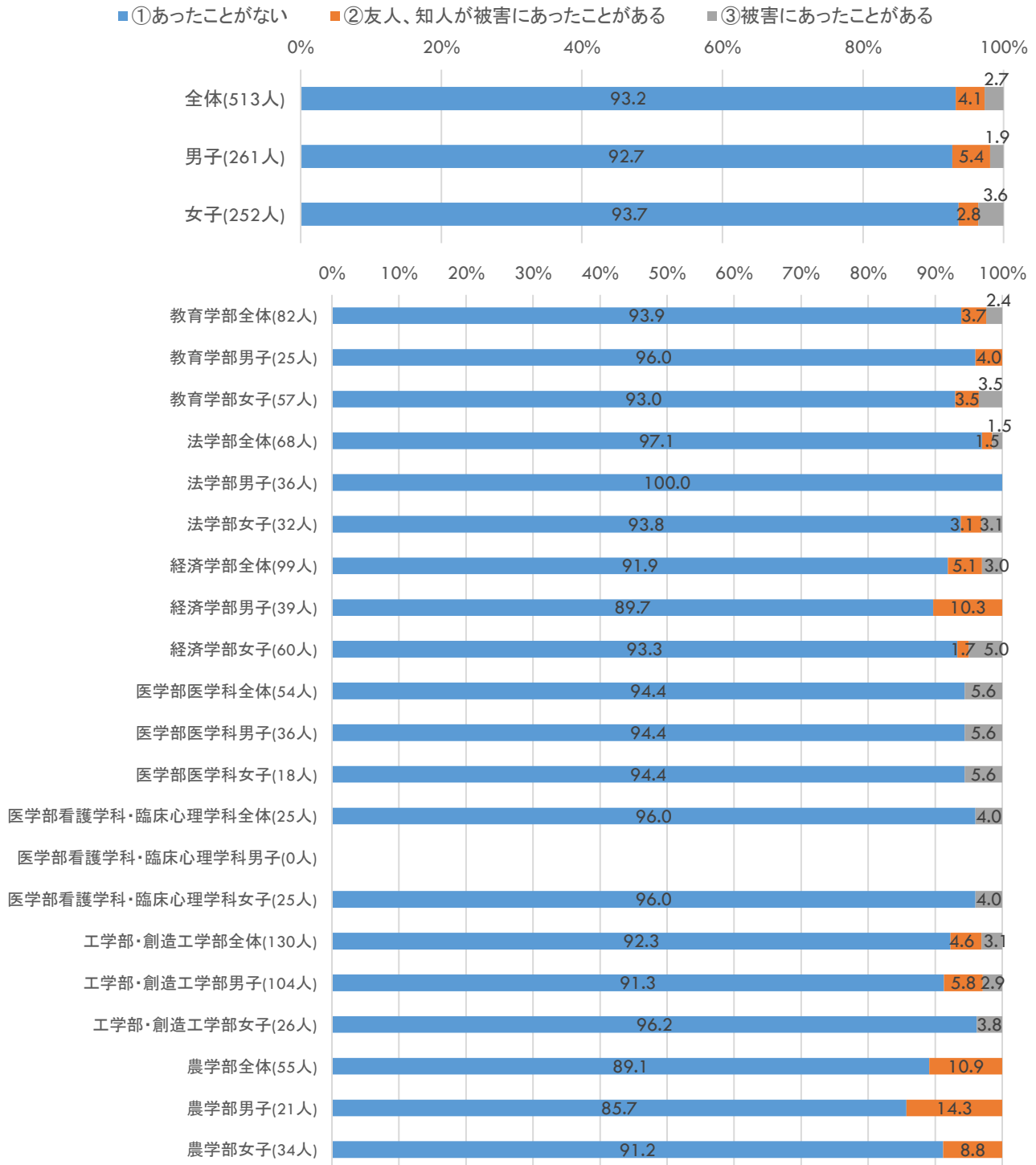
・学部・学科による差はあるものの、全体では危険ドラッグ等について「テレビや新聞等でしか知らない」との回答が97%以上を占めています。これは前回(平成29年)、前々回(平成27年)の調査とほぼ同じ水準を維持しています。ただ、「使用している者を知っている」と回答した学生も極めて少数ではあるものの存在します。急速に薬物が蔓延する可能性も否定できず、薬物禁止の徹底を研修等により図る必要もありそうです。



(2)サイバー犯罪について

問42 サイバー犯罪の被害にあったことがありますか。

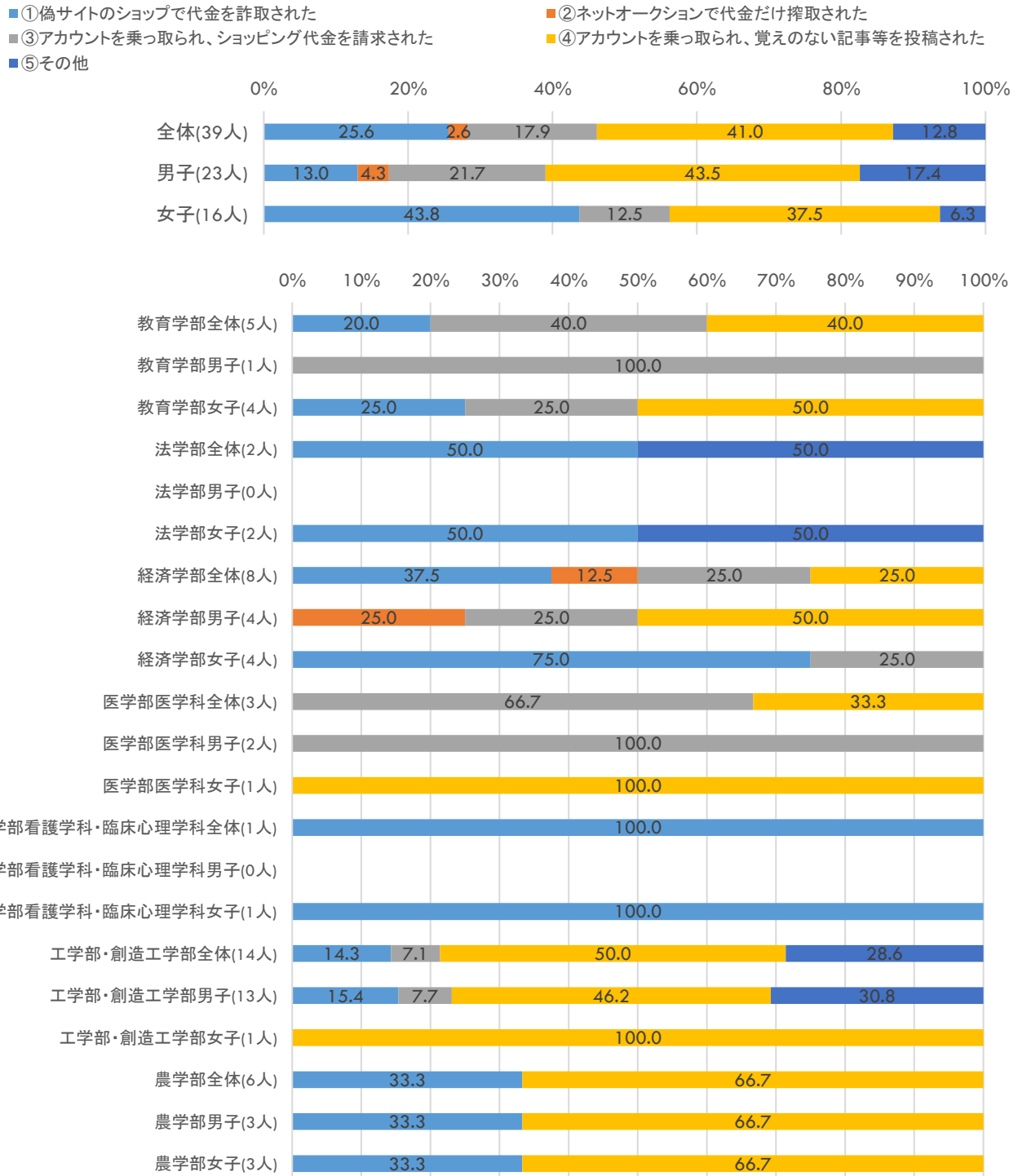
全体ではサイバー犯罪に「あったことがない」との回答が93%以上を占めています。日頃から、このような被害に注意をしている学生が多いと推測されます。しかし、近年、サイバー犯罪の手口はより巧妙になっており、これまでの対策で防ぐことができないケースも散見しつつあります。アップデートされた対策について研修等により啓蒙を図る必要がありそうです。



(3)サイバー犯罪で被害にあった内容について

問43 問42で2、3と答えた方に質問します。どのような内容の被害ですか。

学部・学科による差はあるものの、全体では「④アカウントを乗っ取られ覚えのない記事等を投稿された」との被害がもっとも多く回答されました。また、女子については「①偽サイトのショップで代金を詐取された」との回答が一番多くネットショップの利用頻度が男子に比べて高いことからこのような被害が発生しているものと推測されます。サイバー犯罪に巻き込まれる可能性を低下させるために、犯罪の手口を知り、パスワードやPINコードを推測されにくいものとする、個人情報等を安易に他人に教えない等の対策を各自で講じることが望まれます。また、大学としても、サイバー犯罪に関する啓蒙活動を積極的に行っていく必要があると思われま



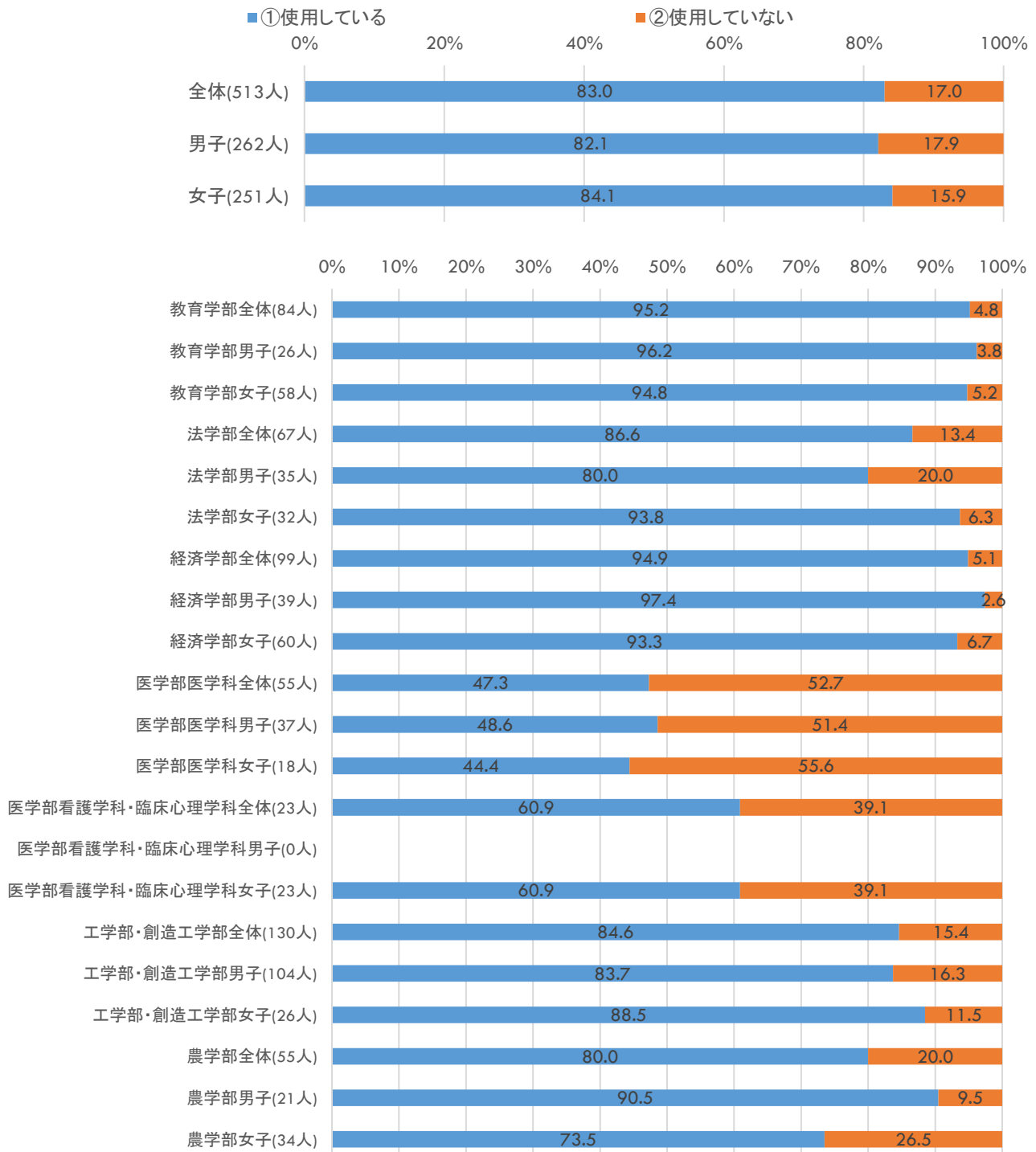
問44 問43の質問で「5.その他」を選択した方は、具体的に記述してください。

教育学部			
男子学生	[回答なし]
女子学生	[回答なし]
法学部			
男子学生	[回答なし]
女子学生	[・特に被害はなかったが、googleアカウントに不正ログインされていた。]
経済学部			
男子学生	[回答なし]
女子学生	[回答なし]
医学部医学科			
男子学生	[回答なし]
女子学生	[回答なし]
医学部看護学科・臨床心理学科			
男子学生	[回答なし]
女子学生	[回答なし]
工学部・創造工学部			
男子学生	[・間違えて押した]
女子学生	[回答なし]
農学部			
男子学生	[回答なし]
女子学生	[回答なし]

(4) 自転車の使用について

問45 自転車を日常的に使用していますか。

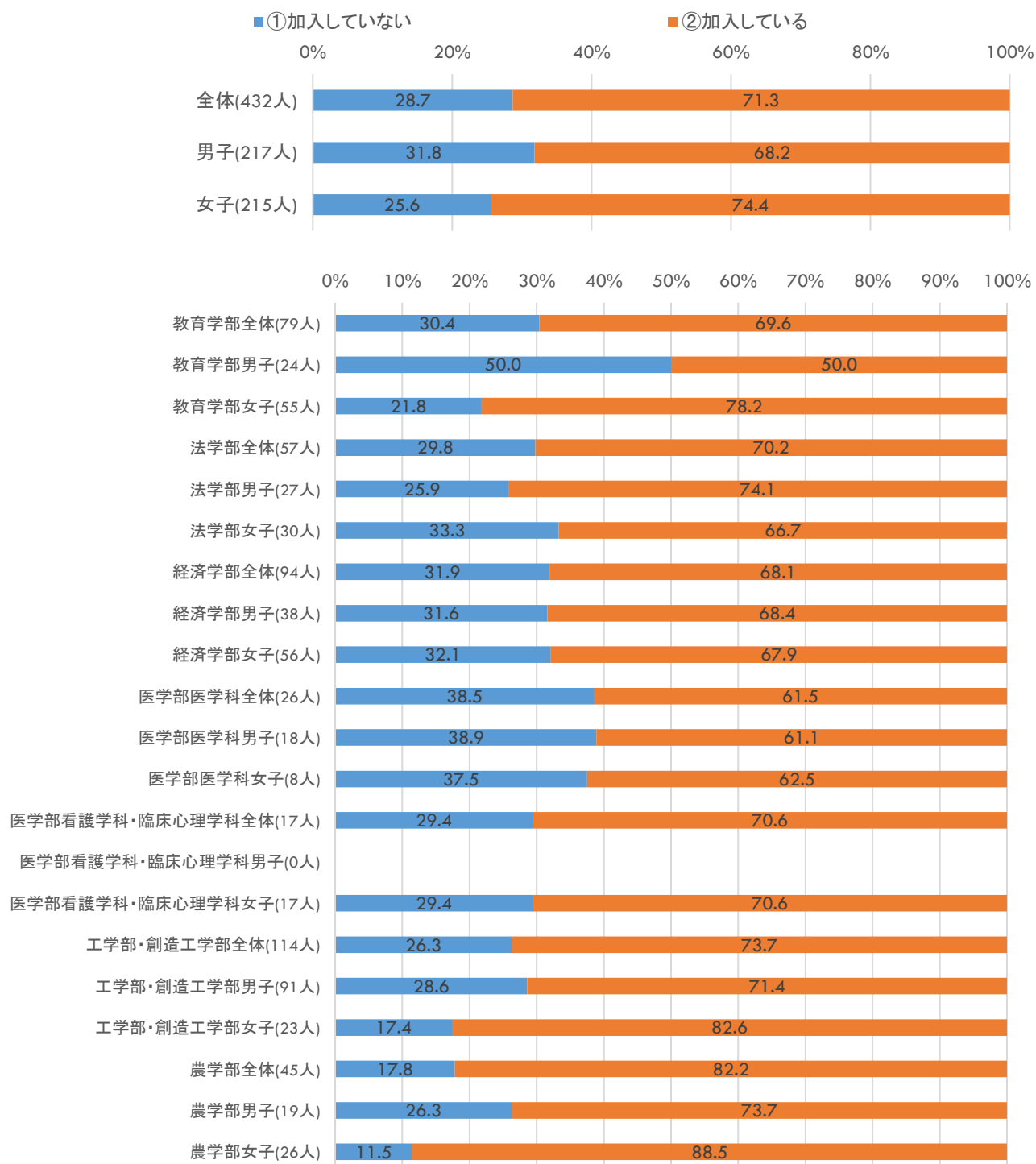
全体では、80%以上が自転車を日常的に使用しているとの回答が得られ、平成29年度と同水準の使用率と言えます。香川県内は急な坂道が少なく、晴天の日も多いことから、自転車が移動手段として好まれる傾向があります。さらに高松市内においてはレンタサイクル事業も実施されており、自転車を日常的に使用しやすい環境が整っております。けれども、自転車が積極的に利用され台数が増加すれば、放置自転車が増加したり、違法駐輪も増える可能性もあります。大学は使用者に責任のある行動を求める啓蒙活動を行っていく必要があると言えます。



(5) 自転車事故に係る保険の加入状況について

問46 問45で1と答えた方に質問します。自転車事故に対応できる保険に加入していますか。

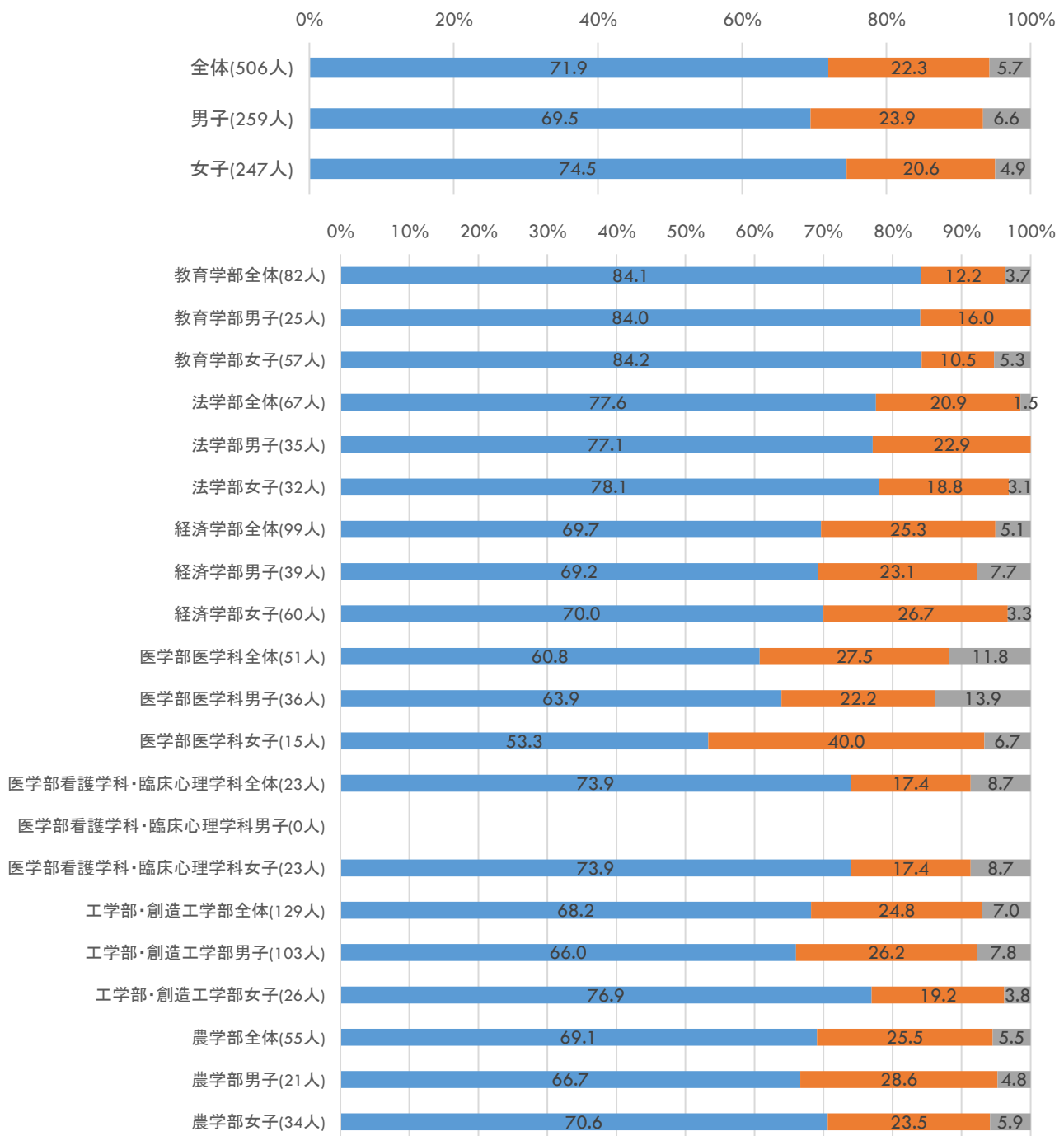
全体の70%以上が、自動車事故に係わる保険に「②加入している」との回答でした。しかしながら、「①加入していない」との回答も30%程度いるため、決して、この状況は好ましいとは言えません。なぜなら、自転車事故においては、自身が被害者となり怪我などをする場合だけではなく、加害者となり他者に被害を与えてしまい、それを賠償しなければならないケースも多くあるからです。そのため、自転車事故に係わる保険についての啓蒙活動を積極的に行い、加入を促す必要があると考えられます。



(6) 自転車に係る交通規則の認知度について
 問47 自転車のための交通規則を知っていますか。

全体では、自転車のための交通規則を「①十分把握し、常に遵守している」との回答が70%以上を占めました。平成29年度調査と比べて若干アップしています。しかし、「②十分把握しているが、あまり守っていない」および「③あまり把握していないが気にしていない」との回答も30%近くあります。交通の危険を生じさせる違反を繰り返す自転車の運転者には、安全運転のための講習受講が義務付けられています。平成27年の道路交通法改正による措置ですが、このような措置の効果が生じ始めているのかもしれませんが。大学としても、自転車利用者が多い状況の中、自転車の交通規則について更なる啓蒙活動を行う必要性があります。

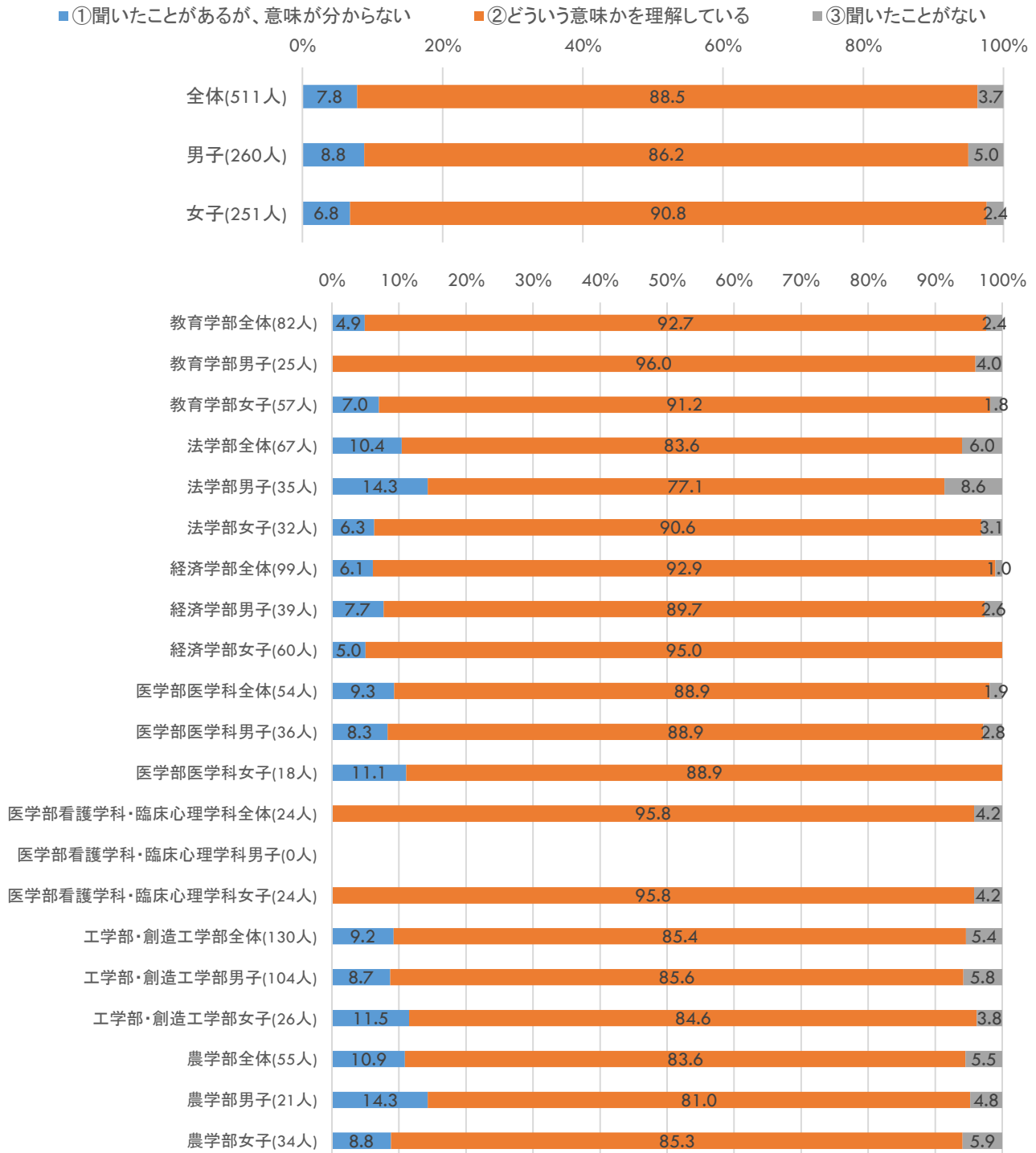
■ ①十分把握し、常に遵守している ■ ②十分把握しているが、あまり守っていない ■ ③あまり把握していないが気にしていない



(7)ブラックバイトの認知度について

問48 ブラックバイトという言葉を知っていますか。

近年、社会問題になっているため、ブラックバイトという言葉について「②どういう意味かを理解している」と回答した者が全体で9割近くと高い割合を占めています。大学として取り得る措置として、(1)ブラックバイトを巡る問題に対する具体的な対策等について学内で情報提供を行ったり啓発活動を行うこと、(2)ブラックバイトのトラブルについて大学で相談したい場合には学内のどこが相談窓口となるのかを学生に周知すること、等の措置が考えられます。

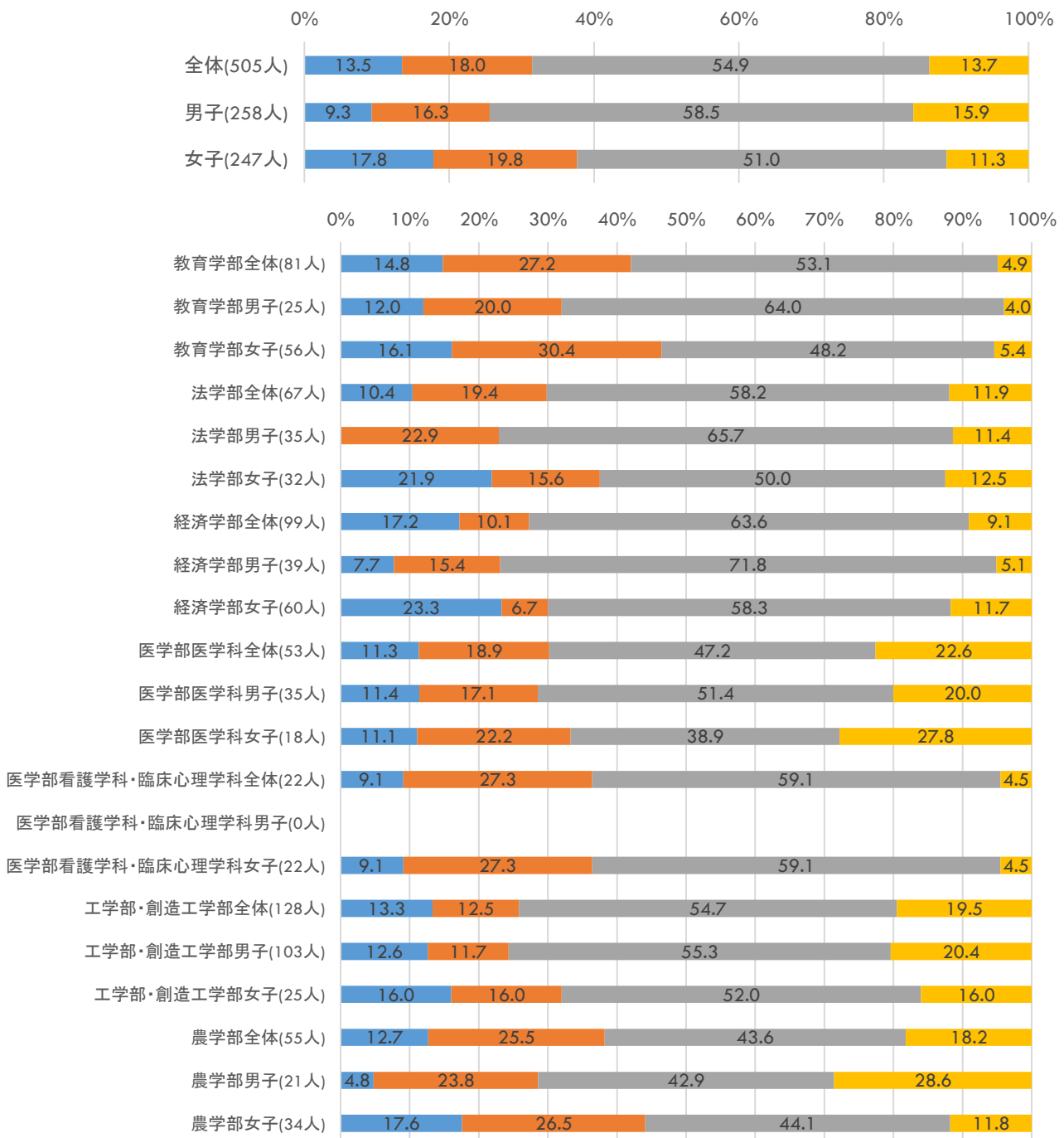


(8)ブラックバイトの被害の有無について

問49 これまでに経験したアルバイトがブラックバイトで、困ったことがありますか。

全体としては、70%程度が、ブラックバイトについて「③困ったことがない」および「④アルバイトをしたことがない」との回答でした。「①困ったことがある」および「②友人・知人に困っている(困っていた)者がある」との回答も30%以上あり、また前回(平成29年)、前々回(平成27年)に比べて漸増しており留意が必要です。ブラックバイトについての問題は、個人や学生だけで解決するのではなく、大学や公的専門機関に相談する等、適切な解決を行うよう学生を啓蒙する必要があると考えられます。

■①困ったことがある ■②友人・知人に困っている(困っていた)者がある ■③困ったことがない ■④アルバイトをしたことがない

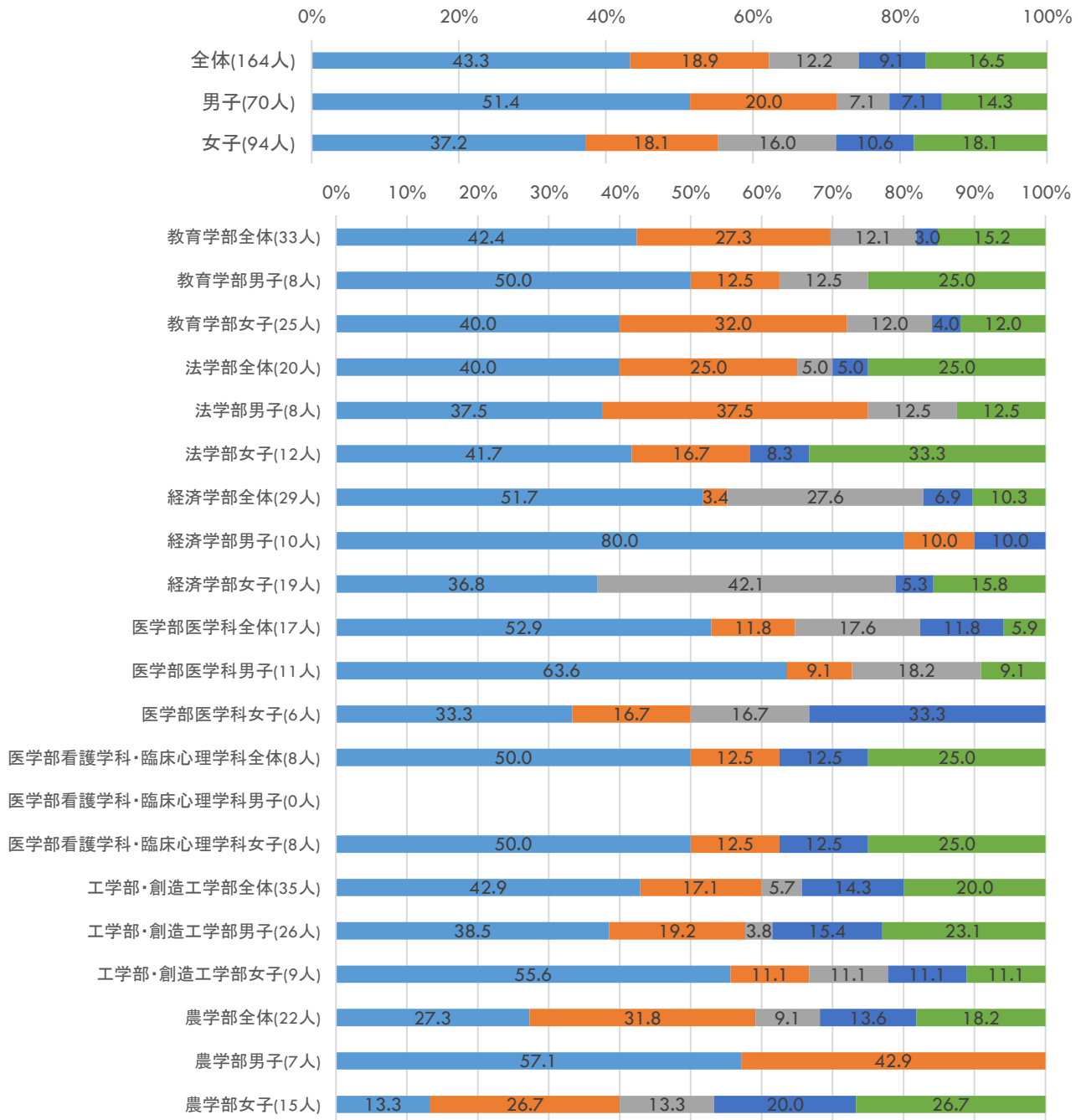


(9)ブラックバイトの被害の内容について

問50 問49で1、2と答えた方に質問します。どのような内容で困りましたか。

ブラックバイトの被害内容としては、「①最初に約束した時間以外の時間帯に勤務させられた」との割合が最も高い結果となっています。また、「②辞めたいと申し出てもやめさせてもらえなかった」との回答も一定数います。大学は、学生に対し、トラブル発生の際には大学や公的な専門機関に相談するよう促す必要があります。また、大学は過去に起きたトラブルを蓄積して学生に情報提供を行う必要もあると言えます。

- ①最初に約束した時間以外の時間帯に勤務させられた
- ②辞めたいと申し出てもやめさせてもらえなかった
- ③賃金等の条件が最初の約束と違っていた
- ④会社の商品等を強制的に購入させられた
- ⑤勤務中に恫喝等のハラスメントを受けた
- ⑥その他



(10)ブラックバイトの被害にあった際の対処方法について
 問51 そのときどのように対処しましたか。

ブラックバイトの被害の相談先としては、「①友人、先輩等に相談した」および「②家族に相談した」との回答が全体では97%以上となっております。他方、「③大学に相談した」および「④公的専門機関に相談した」との回答がかなり低い状況です。友人・先輩や家族はブラックバイトに関する専門知識を有しているとは必ずしも言えないため、問題解決に繋がらない可能性もあります。大学としては、大学や公的専門機関に相談するよう学生を啓蒙する必要があります。

